

団体補助金に関する総点検の実施基準

団体補助金については、これまでも社会経済情勢や時代の経過に伴う市民ニーズの変化に対応するとともに、健全な財政運営を持続させるために、補助金等審査委員会等において適正な見直しを実施してきた。

また、平成26年1月に策定した「府中市行財政改革推進プラン」において、「補助金制度の抜本的な見直し」という取組を掲げ、平成28年度に市長の附属機関である「府中市補助金検討会議（以下「検討会議」という。）」を設置し、団体補助金の見直しに向けた答申を受けたところである。

この基準は、過去に実施した見直しとの整合性を図りつつ、検討会議の答申を踏まえて、新たな見直しの視点を取り入れた総点検の実施を行うための方策を定めるものである。

1 見直しの視点

(1) アウトカム指標の設定が可能な補助金

補助事業の改善に向けて、成果を測る定量的な指標としてアウトカム指標を設定する。アウトカム指標を活用することにより、費用対効果を一層明確にし、補助額の拡充・削減や補助金交付の適否の検討を行う。

(2) 様々な補助対象等を設定している補助金

本市の補助金制度については、負担金に類似した性格の補助金や団体の活動自体を補助対象としている補助金など、各団体の沿革等に応じて補助対象や補助率がまちまちになっていることから、補助額は補助対象事業に支出する経費の2分の1以下とするとともに、一定額を限度とするなどの見直しの検討を行う。

(3) 繰越金や積立金が経常的に生じている団体に対する補助金

本市の団体補助金については、事業費補助が原則であり、不用額が生じた場合には精算返還されているが、補助金とは別の財源等により多額の繰越金や積立金が生じている団体については、その用途を明確にするとともに、他の財源充当を踏まえた補助金の見直しの検討を行う。

(4) 補助率の高い補助金

補助金は団体が自主的に公益性を有する事業を行うことに対する財政的支援であり、また、団体と行政が対等な立場で連携・協力するという市民協働の理念に基づき、補助率については、(2)でも示したとおり、原則補助対象事業に支出する経費の2分の1以下とする。ただし、国及び都の制度やその他法令等により市の補助率が決定されるものなどは除く。

(5) 歳出削減や歳入確保が可能な団体に対する補助金

補助金は団体の自主・自立化を促すための一時的な財政的支援であるべき

ことから、対象事業の見直し等の歳出削減、会費の引き上げ・企業等からの協賛金の獲得等の歳入確保、本市以外の公益団体による補助金の情報提供などにより、補助額の削減や補助金交付の適否の検討を行う。

(6) 財政援助以外の支援に移行できる団体に対する補助金

補助金を交付している団体については、既に様々な形で本市と関わりを持っているが、本市の広報紙やホームページを用いた広報面での支援、本市の他事業との連動や他団体との連携のきっかけ作り等の企画面での支援、備品の貸出等の環境面での支援など、補助金以外の支援を拡充することにより、補助額の削減や補助金交付の適否の検討を行う。

2 総点検の実施方法

補助金等審査委員会による総点検を2か年度に分けて実施する。

なお、スケジュールについては、別紙「団体補助金の総点検に係るスケジュール」のとおりとする。

(1) 補助金評価シートの作成

主管課において、団体補助金の交付における費用対効果、必要性等の評価を行うための補助金評価シートを作成する。

(2) 補助金評価シートに基づいたヒアリングの実施

補助金等審査委員会において、主管課に対して補助金評価シートに基づいたヒアリングを実施し、見直しの視点を踏まえた評価を行う。

(3) ヒアリングを踏まえた評価の決定

補助金等審査委員会において、「継続交付すべきもの」、「見直しすべきもの」、「廃止すべきもの」、「補助事業以外に見直しすべきもの」、「拡充すべきもの」に分類し、平成32年度から予算に反映するものとする。

(4) 評価結果の公表

補助金については、市民が負担している税金が原資であることから、市民への説明責任及び透明性強化の観点から、評価結果については、原則として市ホームページ等で公開していくこととする。

3 総点検実施後の取組

主管課において、補助金等審査委員会における評価結果を踏まえ、具体的な取組方針及びスケジュールを策定する。取組方針及びスケジュールは補助金等審査委員会において進行管理を行う。